## 平成24年 第13回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 平成24年12月21日(金)午後1:30~午後3:00

2. 開催場所 : 山村開発センター1 階 中会議室

3. 出席委員 (8人)

職名	番号	氏 名
会 長	10	村岡和俊
委 員	1	欠員
"	2	村下 健治
"	3	工藤昭治
"	4	前山 勝造
"	5	小坂 敏
"	6	小澤 守昭
"	7	佐藤 光男
職務代理	9	長根 孝衛

4. 欠席委員 (1人)

8番 川代 恵則

5. 会議書記

 事務局長
 熊谷 誠悦

 事務局総括主幹
 長峯 美智子

## 6.議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸般の報告について

日程第3 報告第7号、第8号 農地使用貸借の合意解約書の受理について

日程第4 報告第9号 農用地等売買あっせん結果について

日程第5 議案第32号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

## 7. 会議の概要

_	
議長	会議に入る前に、新郷村農業委員会憲章の唱和を行います。
	唱和の音頭を、4番 前山 勝造 君 にお願いします。
	(憲章の唱和)
=¥ E	定足数に達しておりますので、これより平成24年第13回新郷村農業委員会総会を開会い
議長	   たします。 日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題とします。
	   議事録署名委員は、議長指名と言うことでご異議ありませんか。
	   異議なし
議長	それでは議事録署名委員には、5番 小坂 敏 君 並びに 6番 小澤 守昭 君を指名い   , , , , , , ,
	たします。
議長	次に日程第2、諸般の報告をします。
	諸般の報告については、配布のとおりでありますが、事務局より報告事項の朗読と説明を求
	めます。
事務局	(諸般の報告について朗読と説明)
議長	次に日程第3、報告第7号 農地使用貸借の合意解約書の受理についてを報告します。
一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	
事務局	日程第3 報告第7号、農地使用貸借の合意解約の受理について説明します。
	受付番号103号は、今まで借り受けしていた人が断り、新たに借り受けしたいと言う申出が
	あり小麦等を作付けしたいとのことです。 合意解約書の写しを添付してありますので、参考
	にしていただきたいと思います。
=¥ E	次の日程第3、報告第8号も同じく農地使用貸借の合意解約書の受理についてです。
議長	   事務局より受付番号104号について説明を求めます。
事務局	受付番号104号は、親子での使用貸借の農地を解約し、新たな借り受け人に貸借するとい
	   うことであります。合意解約書の写しを添付してありますので、参考にしていただきたいと思
	います。
** E	次に日程第4、報告第9号 農用地等売買あっせん結果についてを報告します。
議長	
	日程第4 報告第9号 農用地等売買あっせん結果について説明します。
事務局	あっせん申出者の諸事情により、売買したいと申出があり12月7日にあっせん委員会の結
	果、双方での売買が成立したものであります。農地の所在等については別紙記載のとおりです。

議長	次に日程第5、 議案第32号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題とします。それでは、受付番号35号と36号について審議に付します。 事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	受付番号35号と36号の農地は、全部で4筆でありますが今現在は遊休農地化になってい
	ます。今回、小麦等を作付けしたいとのことで申請されたものであります。
	農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については議案書に
	記載のとおりです。利用状況及び周辺農地の状況から見ても遊休農地及び耕作放棄地解消にな
	り特段問題はないと考えます。参考に図面及びP20 に添付してある農地法第3条1項の調査
	書のとおり許可できない項目に該当しないため許可要件を全て満たしていると考えます。
議長	ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を担当の2番 村下 委員から報告を求め
	ます。
村下委員	議案第32号の現地調査の結果を報告します。
171女員	受付番号35号と36号の農地は、遊休農地化になっている箇所であります。小麦を作付け
	したいと言う事です。耕作放棄地解消にもなるし、問題ないと考えます。
	また、周辺農地への支障の有無等についても特段、問題はないものと考えます。
	以上、現地調査の結果報告とします。
議長	ただ今の事務局説明及び現地調査結果報告について、質疑、意見はございませんか。
工藤委員	はい、議長
議長	はい。3番工藤委員
工藤委員	受付番号35号と36号の借受人が借りている面積はどのくらいあってその面積が小麦など作
	   付可能な規模なのかを教えて頂きたい。
議長	先ほどの件について事務局から説明お願いします。
事務局	面積についてはP10の許可申請書の写しの3のところに記入してあります。
	現在は、約3町歩借り受けていますが将来的には10町歩位借り受けしたいとのことです。
	  借り受け人は耕作放棄地化している農地を重機などを使って耕起して小麦などを作付けして
	います。以前に本人から確認したとおり農業に対して意欲的なので今の面積でも耕作可能だと
	おもいます。
議長	その他に何か質疑、意見はございませんか。
	質疑、意見なしの声あり

議長	同じく日程第5、 議案第32号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可に
	ついてを議題とします。それでは、受付番号37号について審議に付します。
	事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	受付番号37号の申請地は、数年前に売り渡し人と買い受け人とで話し合いされている箇所
	   であり、今回、双方で話し合いの結果、売買が成立したものであります。場所は買い受け人の
	   農地の隣接地でもあり問題はないと考えます。参考に図面及びP21に添付してある農地法第
	   3条1項の調査書のとおり許可できない項目に該当しないため許可要件を全て満たしている
	と考えます。
	以上、許可要件を満たしていると考えます。
議長	ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を担当の4番 前山 委員から報告を求め
	ます。
前山委員	議案第32号の現地調査の結果を報告します。
1371222	受付番号37号の農地は、現在は耕作されている箇所であります。
	以前から話をかけていたところであり、売買の申請をされたものであります。買い受け人の
	農地の隣接地でもあり、問題は無いと思われます。
	また、隣接農地への影響および支障の有無等についても、特段、問題ないと考えます。
	以上、現地調査の結果報告とします。
議長	ただ今の事務局説明及び現地調査結果報告について、質疑、意見はございませんか。
	質疑、意見なしの声あり
議長	同じく日程第5、 議案第32号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可につ
	いてを議題とします。それでは、受付番号38号について審議に付します。
	事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	受付番号38号の農地は、3筆でありますがいずれも田んぼとして耕作されている箇所であ
子仍问	ります。今回10年間の使用貸借と言うことで申請があったものです。
	周辺農地の状況からみても、特に問題ないと考えます。参考に図面及びP21に添付してあ
	る農地法第3条1項の調査書のとおり許可できない項目に該当しないため許可要件を全て満
	たしていると考えます。以上、許可要件を、満たしていると考えます。
議長	ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を担当の2番 村下 委員から報告を求め
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	ます。
村下委員	受付番号38号の農地は、現在は田んぼとして耕作されている箇所であります。
11125	10年間の使用貸借の申請をされたものであります。
	隣接農地への影響および支障の有無等については、特段、問題ないと考えます。
	以上、現地調査の結果報告とします。
	<b>火上、が心別且ソルス不以口ししみゞ。</b>

議長	ただ今の事務局説明及び現地調査結果報告について、質疑、意見はございませんか。
	質疑、意見なしの声あり
議長	
武	同しく日程第5、職業第32号
	いてを譲退とします。それでは、受り番号39号について番職に切します。     事務局より議案の朗読と説明を求めます。
	争伤向より職条の対抗と説明を不めます。 
事務局	受付番号39号の農地については、親子間での使用貸借申請であります。
	農業者年金がらみの関係もあり10年間の使用貸借であります。共有地も含まれていて17筆
	あります。図面及びP22に添付してある農地法第3条1項の調査書のとおり許可できない項
	目に該当しないため許可要件を全て満たしていると考えます。以上、許可要件を、満たしてい
	ると考えます。
	以上、許可要件を、満たしていると考えます。
議長	ただ今、事務局から説明をしていただきましたが、現地調査を都合により実施できませんで
	したので、事務局の説明にもありましたが、議案書の写し並びに別紙をご参照いただき、ご了
	解をいただきたいと思います。
	質疑、意見はございませんか。
	質疑、意見なしの声あり
議長	同じく日程第5、 議案第32号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可につ
1122	いてを議題とします。
	それでは、受付番号40号について審議に付します。
	この件については、佐藤委員が関連していますので、退席をお願いします。
	(佐藤委員退席してから)
	それでは、事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	受付番号40号の申請については、報告にもあったあっせんで成立した箇所を3条申請した
3.1232	ものであります。
	図面上は1枚の田になっていますが、現地においては2枚であります。
	買い受け人の隣接地でもあり、作業効率的には問題ないと考えます。また、周辺農地の影響を
	見ても一切問題ないと思います。図面及びP22に添付してある農地法第3条1項の調査書の
	とおり許可できない項目に該当しないため許可要件を全て満たしていると考えます。
	以上、許可要件を、満たしていると考えます。
議長	ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を担当の4番 前山 委員から報告を求め
	ます。
前山委員	議案第32号の現地調査の結果を報告します。
	受付番号40号の農地は、現在は田んぼとして耕作されている箇所であります。

	あっせん委員会にかけた農地であり、問題ないと考えます。
	また、隣接農地への影響および支障の有無等についても、特段、問題ないと考えます。
	以上、現地調査の結果報告とします。
議長	ただ今の事務局説明及び現地調査結果報告について、質疑、意見はございませんか。
	質疑、意見なしの声あり
議長	質疑、意見なしと認めます。ここで、佐藤委員を入室させてください。
	それでは、これより採決いたします。
	議案第32号 受付番号35号から40号については、原案のとおり決定することにご異議
	ありませんか。
	異議なしの声あり
議長	よって、議案第32号は原案のとおり決定しました。
HTX IX	以上をもって、平成24年 第13回 新郷村農業委員会総会を閉会いたします。
	ありがとうございました。

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成24年 月 日

議長

署名者

署名者